

高齢者虐待防止に関する指針

1. 基本的考え方

2006年(平成18年)4月に『高齢者虐待の防止・高齢者養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)』が施行された。

虐待は人がその人らしく、尊厳をもって生きていくことを阻むすべての行為であると考えることができる。どんな状況であろうとも、人が尊厳を持ち自分らしく生きていくという基本的な権利は脅かされてはいけない。高齢者虐待の防止のための取り組みは、即ち利用者の人権を守るための取り組みであることを理解する。

当法人の事業所の入居者・利用者の虐待防止に係る責務は、単に法律の内容を周知し、形式的に体制を整え、虐待行為(疑わしき行為含む)の禁止を指示するだけで充足されるものではなく、利用者の虐待の前段階として存在するであろう「不適切なケア」を行わないようにし、またその不適切なケアを生み出したり放置したりするような背景があればそれを改善する。利用者の人権を守る、適切なケアを提供できる環境を整えることを基本的な考え方としてこの指針を定める

2. 高齢者虐待の定義

高齢者虐待を『高齢者が他者から不適切な扱いにより、権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれること』と広く捉える。

3. 高齢者虐待の種類

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴力を加えること。
- ② 介護の放棄・放任(ネグレクト)
：利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

4. 基本方針

(1) 法と法の精神の遵守

高齢者虐待防止法を遵守するのはもちろん、その精神の基本である「尊厳の保持」を遵守する。

(2) 高齢者虐待行為の早期発見

日々の利用者の変化に気づき、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見するよう努めるとともに、ひとりひとりの気づきを声に出し、速やかに当該フロア会議等を開催してその状況を分析し虐待の有無を検証する。

(注：高齢者虐待防止法第5条第1項)

(3) 当法人においては、高齢者虐待と同様に、いかなる場合においても身体拘束を行わないケアを行う。

5. 苦情・ご意見等の対応徹底

法人事業所内における虐待の防止を徹底するためにも、社会福祉法人桜井の里福祉会の各事業所は、第三者委員を導入し、利用者及びその家族等からの苦情やご意見について真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

(注：高齢者虐待防止法第20条)

6. 法人の責務

高齢者福祉に携わる立場として、高齢者虐待を発見しやすい立場であることを自覚する。また虐待を未然に予防すること、早期に気づき発見するために定期的な教育体制を行うとともに、その仕組みを検証しながら高めていく。もし虐待を発見した場合は、行為を『絶対に許さない』という方針のもと、必ず関係機関に通報する。

7. 虐待防止責任者と担当者の責務

(1) 虐待防止責任者（施設長・管理者）の責務

- ①虐待防止内容及び原因の解決策の責務
- ②虐待防止のための当事者との話し合い
- ③虐待防止に関する一連の措置を講ずる責務
- ④法人への報告
- ⑤保険者への通報の責務

(2) 虐待防止担当者（主任・リーダー）

- ①利用者からの虐待通報受付
- ②虐待内容と利用者の意向の確認と記録
- ③虐待内容の責任者への報告

(3) 職員の責務

- ①職員は日頃より利用者に対し、「自分に置き換えて考え、言われて嫌なこと、されて嫌なことは言わない、しない」を原則とし、不適切であろうと思われるケアを発見した場合は、速やかに上長に報告する。
- ②職員は虐待に至らないまでも、不適切なケア、その兆候を発見した場合でも、上長・管理者・施設長に報告する責務を有する。
- ③通報を行った職員に関し、そのことを理由に解雇・その他不利益な取り扱いが行われない。

(4) 保険者（市町村）への通報

虐待の被害を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに以下の担当課へ連絡する。

（注：高齢者虐待防止法第21条第1項）

（注：高齢者虐待防止法第21条第6項）

弥彦村役場 福祉課	0256-94-3132
燕市役所 長寿福祉課	0256-77-8177
新潟市西蒲区役所 健康福祉課	0256-72-8362
新潟市西区役所 健康福祉課（高齢介護担当）	025-264-7330

8. 高齢者虐待防止・不適切なケアの未然防止のための取組み

- (1) 法人権利擁護・リスクマネジメント・サービス向上委員は、各拠点に設置されている「権利擁護・リスクマネジメント・サービス向上委員会（以下、委員会）（虐待防止・身体拘束廃止委員会を兼ねる）」と連携し運営される。

各拠点の委員会は月1回程度委員会を定期的に開催する。委員は各拠点複数事業所から選出され、そこで検討された虐待防止に関する内容は上位の委員会である各拠点の運営会議内で共有、検討される。（※委員会運営の一連の流れに各拠点運営会議も含まれる）

また、利用者の虐待リスクを評価するために年1回（9月頃）、別紙①（虐待の芽気づきチェックリスト）を使用し、当該利用者の虐待リスクを評価する。

- (2) 委員会における検討事項

- ① 委員会・その他事業所内の組織に関すること
- ② 虐待防止のための指針の整備・見直しに関すること
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関すること
- ④ 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 従業者が虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた場合には、その効果についての評価に関すること

- (3) 施設長・管理者は、虐待が疑われる場合、又は要注意と報告があった場合は当該利用者が利用している事業所・部署において速やかに確認・検討を行うよう指示する。その後、全職員に対し口頭ないし又は文章で通知し、周知徹底を図るとともに注意を喚起する。

- (4) 法人の新採用研修及び拠点ごとに権利擁護や虐待防止の意識の醸成と認知症ケアに関する理解を高めるための取り組みとして年2回以上の研修・指導を行う。研修は、全員参加の義務研修とし、研修実施記録を作成し、使用資料一式と共に保管する。欠席者には各委員会より後日伝達し、職員への周知徹底を図る。

9. 在宅サービス利用者の虐待の兆候

- (ア) 在宅サービス利用者に対する虐待の兆候を早期に発見するために、モニタリングを行う。
- (イ) 上記で虐待の兆候が発見された場合は、速やかに地域包括支援センターに相談の上、サービス担当者会議を招集する。
- (ウ) サービス担当者会議では、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われる人を出席させることができる。
- (エ) 当該サービス担当者会議においては、虐待の可能性について慎重に調査し、5日以内に管理者及び施設長に報告書を提出する。
- (オ) 管理者及び施設長は、報告書を慎重に検討し、速やかに対策を講じなくてはならない。

10. 成年後見制度の利用支援に関する事項

虐待等の防止の観点を含めて、成年後見制度その他の権利擁護事業について、利用者や家族へ説明を行うとともに、その求めに応じて関係機関の窓口を適宜紹介します。また、養護者による虐待が疑われる場合等においては、事業所の管理者が直接連絡、対応について相談する。

11. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

- ①当該指針は求めに応じ、いつでも閲覧できるように文書の掲示及びホームページ上で公表する。
- ②当該指針は全職員に配布し、周知徹底を図る。

12. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- (1)「法人虐待防止マニュアル」「法人身体拘束廃止指針」に基づき、日常業務における虐待等の防止に努める。
- (2) 他機関における研修や認知症ケア関連の外部研修に積極的に参加し、利用者の権利擁護に係る研鑽を常に図る。

13. 障害者総合支援法に基づく（基準該当サービス事業）サービスにおける「障害者虐待防止法（平成24年10月施行）」に関する事項は当該指針と同様とする。

附 則

平成27年4月20日制定

平成28年9月15日改定

令和3年4月1日改定

令和4年4月1日改定

令和8年4月1日改定